



27川市市第163号
平成27年7月7日

特定非営利活動法人神奈川県子ども未来ファンド
理事長 山崎 美貴子 様

川崎市市民・こども局市民活動推進課長 飯塚 豊

指定特定非営利活動法人に該当しないこととする措置について（通知）

貴法人において発生した経理担当職員による横領事案に関し、川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第29号。以下「基準条例」という。）の規定に基づく報告徴収、立入検査等を実施した結果、基準条例第4条に規定する基準に適合しない事実が認められたことから、基準条例第17条第2項第1号の規定に基づき手続きを行い、次のとおり指定特定非営利活動法人に該当しないこととしましたので通知します。

1 指定特定非営利活動法人に該当しないこととする日

平成27年7月7日

※「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例」（平成27年川崎市条例第64号）の施行日

2 理由

- 平成25年6月から平成26年9月までの間、貴法人の経理担当職員が法人の銀行口座から約70回にわたり不正に金銭を引き出し、合計720万円以上の資産を横領する行為があったところ、貴法人では理事及び監事のチェック機能が働いていなかったため当該職員が会計担当理事を務める他のNPO法人での横領が発覚するまでこの事実を把握することはできず、平成26年3月期の決算監査においても理事及び監事の双方において通帳原本等の確認が行われなかったため横領によって資産が著しく減少していることを把握することができないまま、誤った貸借対照表及び財産目録が作成されたことが報告徴収、立入検査等によって分かりました。
- 本市としては、基準条例に定めた目的である寄附の気運の醸成と市民による相互支援の浸透に寄与するためには法人の経理の適正性及び透明性を確保することで市民の信頼を得ることが不可欠であるところ、貴法人においては長期間にわたり頻繁に行われた横領行為を把握することができず、特に、決算監査で理事及び監事双方において資産の実在性の確認がなされずに誤った貸借対照表及び財産目録

が作成されるに至ったことは、法人運営の基本となる資産管理が著しく不適正で市民の信頼を損なうものであり、個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる指定特定非営利活動法人として適切でないと認められるため、基準条例第17条第2項第1号（基準条例第4条第2号及び第7号基準の不適合）の規定に基づき、指定特定非営利活動法人に該当しないこととするものです。

3 本市の個人市民税の税額控除の取扱い

平成27年7月7日以後に貴法人に対して支払われた寄附金は、本市の個人市民税の税額控除の対象外となりますので、川崎市民の寄附者の方へ適切にご案内くださいますようお願いいたします。

(問い合わせ先)

〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市市民・こども局市民活動推進課

担当 北川、鈴木

電話 044-200-3795

【関係規定】

○川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第29号）

（指定特定非営利活動法人の基準等）

第4条 市長は、前条第1項の申出をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該特定非営利活動法人を指定特定非営利活動法人とするための手続を行うものとする。

(1) 略

(2) その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

ア～ウ 略

エ その支出した金銭の費途が明らかでないものがあること、帳簿に虚偽の記載があることその他の不適正な経理が行われていないこと。

(3)～(6) 略

(7) 法令（条例を含む。以下同じ。）又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

(8)・(9) 略

2・3 略

（指定特定非営利活動法人に該当しないこととする事由等）

第17条 略

2 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定特定非営利活動法人に該当しないこととする手続を行うことができる。

(1) 第4条第1項第2号、第3号又は第7号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

(2)～(4) 略

3・4 略